

【 過去の主な質問内容 】

県税市町村税徴収促進のための広報宣伝委託事業に係る質疑回答

【ポスター・チラシについて 】

質問 1 ポスター製作について、基本枚数を超えて印刷してもよいか。

(回答) ポスター配布先の独自提案があれば、その分の枚数を追加しても構いません。

質問 2 紙質は指定はあるか？

(回答) 特に指定はありません。昨年度の仕様は下記のとおりです。

※ポスター掲示期間は約 2 ヶ月程を予定

【ポスター】 サイズ：A 2 紙質：コート紙 厚さ：135kg 色：4C/ーC

【チ ラ シ】 サイズ：B 5 紙質：コート紙 厚さ：90kg 色：4C/4C

質問 3 前回のポスター・チラシデザインを確認させて頂くことは可能でしょうか？

(回答) 昨年度のポスター・チラシを参考として HP に掲示しています。

質問 4 指定箇所以外の配布場所としての実績をお示しいただけますか。

(回答) 選定業者の提案内容となりますので、実績等の公表は控えさせていただきます。

質問 5 チラシの用途としては催告書同封のみでしょうか。一般周知も兼ねるのでしょうか。デザイン提案をするにあたってご提示ください。

(回答) チラシは催告用に使用することを想定していますが、市町村によっては、その他に使用することも考えられます。

質問 6 ポスターチラシの基本配布先は、何か所か。

(回答) ポスターチラシの配布先は合計 48 カ所です。

質問 7 昨年のポスター・チラシの配布について、基本配布先以外でどこに配布したのでしょうか。より良い提案のための参考にさせていただければと思います。

(回答) 選定業者の提案内容となりますので、実績等の公表は控えさせていただきます。

質問 8 沖縄県として予め控えた方がよい（辞めた方がよい）配布先の条件などございますか。

(回答) 特に条件等は設けていません。

質問 9 チラシ裏面の市町村連絡先は？

(回答) 配布計画に記載されている県内 41 市町村税務関係部署及び各県税事務所の連絡先

を入れて下さい。

質問 10 チラシとポスターの配布先について、県税務課以外は業者で直接配布するのか？

(回答) 独自提案のあった配布先も含めて直接納品して下さい。

質問 11 ポスターの配布について、各納品先へ送付する際にポスターを折り曲げて納品することは可能ですか（折り目のつかない発送だと送料がたくなるため）。

(回答) 納品形態については、四つ折り等、ポスターを折り曲げて納品しても構いません。

【 ラジオコマーシャル・新聞広告・インターネット広報について 】

質問 1 CMで流す素材はできているか。こちら（業者）で制作するのか。

(回答) 素材はありません。各社で制作をお願いします。

質問 2 放送局数を1社に絞ることは可能か。

(回答) 企画提案競技なので、何社にするかは応募者にお任せいたしますが、1社でも可能です。

質問 3 CMは15秒なのか、30秒なのか。

(回答) 特に指定はありません。各社の提案をお願いします。

質問 4 新聞広告について、すべての新聞社に対しての広告を5回行うのか。

(回答) 県内6社あるが、特に指定はありません。ご提案をお願いします。

質問 5 新聞広告回数は。

(回答) 予算の範囲内で掲載可能回数の提案をお願いします。

質問 6 前回の新聞広告の掲載日、掲載内容資料をいただけますか。

(回答) 選定業者の提案内容となりますので、実績等の公表は控えさせていただきます。

質問 7 新聞広告やインターネット広告のご提案に関して、掲載枠とともに掲載日のご提案も必要でしょうか。

(回答) 新聞広告については、掲載日の提案は必要ありません。

インターネット広告については、掲載期間のご提案をお願いします。

※公売の案内については、少なくとも公売期日より3日前までには掲載をお願いします。

質問 8 インターネットを介した広報について、公売広報は県のHPへ案内するような内容のデザインで、リンク先は県のHP、徴収強化月間の広報は月間中であることの周知内容のデザインでリンク先は県のHPでよろしいでしょうか？

つまりバナー広告の提案でリンク先のページの作成は必須では無いとの認識でよろしいでしょうか？

(回答) 質問 9 をご参照下さい。

公売広報は詳細を県HPに掲載するので、その案内と考えて下さい。

リンク先のページ作成については、特に指定していません。

質問 9 インターネットを活用した公告について、具体的な方法等の記載が無いが、SNSの活用は考えていますか。またバナーからのリンク先となる等事業のホームページや指定する場所がありますか。

(回答) 県税務課ホームページ内に下記のページを当課にて作成することとしています。

①不動産合同公売ページ（掲載期間：10月中旬～11月予定）

②納税推進月間ページ（掲載期間：10月下旬～12月予定）

その上でインターネットを活用した広報（SNSを含む）についてご提案ください。

質問 9 本事業用の特設サイトを選定業者で立ち上げた場合、税務課ホームページ内にバナーを貼り、これにリンクを貼ることは可能ですか。

(回答) 県税務課ホームページ内にリンクバナーを貼り付けることは可能です。但し、バナーのデータについては一般的な画像ファイルであること、データサイズ1件につき512KB以内とする等の制限があります。また、特設サイトを県庁の外部に設ける場合、その内容について当課及び県広報課との事前協議が必要となります。

【 合同公売会について 】

質問 1 合同公売の広告は、離島紙も対象とするのか。沖縄本島開催であれば効果が薄いと感じる。

(回答) どの新聞社を起用するかは各社のご提案をお願いします。

【 徴収強化月間について 】

質問 1 徴収強化月間の周知についてですが、各市町村広報紙の中（市民だよりなど）でも周知されますか？

(回答) 各市町村の発行する広報誌掲載については、各自治体にお任せしています。

【 独自提案について 】

質問 1 昨年の独自提案はどのような内容でしたか？より良い提案のための参考にさせていただければと思います。

(回答) 選定業者の提案内容となりますので、実績等の公表は控えさせていただきます。

質問 2 昨年度実施した詳細な実績の公表は可能か？

(回答) 選定業者の提案内容となりますので、実績等の公表は控えさせていただきます。

質問 3 前年度の企画提案内容については教えてもらえないのか。

(回答) 企画提案となっているため公表できません。

質問 4 前回（令和 7 年度）と今年度の仕様の違いは。

(回答) 仕様書 5 (4) 個人住民税の納期内納付促進広報のための車貼付用マグネットステッカーの制作枚数を増やし、配布先に各市町村を追加したこと。
また、のぼりの作成を廃止したこと。

【 その他 】

質問 1 主にどのような方が県民税を未納になるのか、調査資料など税務課で把握されていればお示し下さい。

(回答) 未納となるケースは様々な要因があります。現在、特別に調査等をしておりません。

質問 2 これまでの集計データにおいて市町村別で比較した際に納税率があまり思わしくない市町村などはありますでしょうか。

(回答) 沖縄県企画部市町村課のホームページに県内各市町村の徴収実績が掲載されています。ただし、正確な要因分析等は現在のところ行っておらず、あくまでも参考の数値として下さい。

質問 3 提出書類の社名記載無しの 5 部に添付する会社概要の書式に指定はございますか。

(回答) 特に指定はありません。

質問 4 提出書類の会社概要について、社名は載せないのか？

(回答) 社名の記載はなさらないようお願いいたします。

質問 5 提出書類にある類似事業受託実績表とは？

(回答) これまで官公庁関係より受託した同様の業務があれば記載し作成してください。

質問 6 前回（令和 7 年度）の契約金額はいくらだったか。

(回答) 前回（令和 7 年度）の契約金額は、今年度と同額の 358 万円（税込み）となっている。

質問 7 提出する企画提案書について、A4 のタテ、ヨコはどちらでもよいのか。

(回答) 用紙サイズが A4 であれば、タテ、ヨコの条件はありません。

質問 8 実施要領の別添誓約書(様式 1 及び様式 1-2)にかかるデータの提供は無いのか。

(回答) 税務課ホームページ内に Word データを掲示しますのでご活用下さい。

質問 9 「県税収入率及び未済額割合の推移」の PDF もしくは、Excel ファイルの提供は可能か？

(回答) ご連絡いただければ、PDF ファイルでご提供させていただきます。

質問 10 前年度(令和 7 年度)のイメージキャラクター「おさめえ」を使用しても良いか？

(回答) 今年度の事業に係る企画提案にイメージキャラクターを使用したい場合、新たなイメージキャラクターの提案をお願いいたします。

質問 11 沖縄県その他部署の広報宣伝委託事業については、見積書に計上する経費項目の指定があるが、今回の事業についても指定があるか？

(回答) 令和 7 年度県税徴収促進のための広報宣伝委託事業に係る見積書については、特に指定はございません。

質問 12 個人住民税とは？

(回答) 個人県民税と市町村民税は、あわせて一般に「個人住民税」と呼ばれています。

県民税の均等割と所得割については、1 月 1 日現在、県内に住んでいる方が課税の対象で、各市町村が県民税と市町村民税とを合わせて課税及び徴収を実施しています。

質問 13 個人県民税の徴収対策はどのようなものか？

(回答) 個人県民税の徴収対策には、各市町村における積極的な取組が必要不可欠(各市町村が県民税と市町村民税とを合わせて課税及び徴収を実施している。)であることから、その促進を図るため、各県税事務所の管轄区域ごとに設置している「個人住民税徴収対策協議会」を活用して、市町村との積極的な連携を図っています。

○ 県税組織としては、県の税務職員を市町村の税務職員として併任発令することによる滞納整理の支援、・県税事務所長と市町村長の連名による共同催告、・巡回や電話相談による業務支援、などを行っています。

○ また、企画部と連携して「沖縄県市町村税徴収対策支援本部」を設置しており、市町村長等との意見交換や研修の開催、「県税市町村税徴収強化月間」の設定のほ

か、差し押さえた土地や建物の合同公売を市町村と合同で行うなど、市町村の徴収対策を広く支援しています。

質問 14 特別徴収とはどういったものか？

（回答）個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が所得税の源泉徴収と同じように、従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引きし）、納入していただく制度です。事業主（給与支払者）は特別徴収義務者として、法人・個人を問わず、全ての従業員について、個人住民税を特別徴収していただく必要があります。

質問 15 普通徴収とはどういったものか？

（回答）自営業者や給与所得以外の所得者がお住いの市町村から送付される納付書を使って住民税を納める方法です。年に4回（6月、8月、10月、1月）に分けて納付します。

質問 16 提出書類は原本が必要ですか？

（回答）企画提案チェックリストにおける「誓約書」の欄をご確認ねがいます。
原本を添付・・・様式1（誓約書）、別添1（各納税証明書）、別添4（申出書）
写しを添付・・・別添2（労働保険料納入済証明）、別添3（厚生年金・健康保険料納入済証明）